

文芸取締問題をめぐる自然主義批評圏の〈基準〉

—永井荷風『ふらんす物語』の〈発禁〉を起点として—

黒田 俊太郎*

(平成25年6月18日受付, 平成25年12月3日受理)

The Issue of the Regulation of Literature and the Standard Set by Naturalist Critics: Starting from the Banning of Kafu Nagai's *Furansu-Monogatari* [*Story of France*]

KURODA Shuntaro*

The novel *Furansu-Monogatari* [*Story of France*] (1909) by Kafu Nagai (1879-1959) was banned for sale just prior to publication. Although bans on naturalist literature by the Department of the Interior had been frequent for fear of corrupting public morals since 1908, educators' negative criticism of literature of that kind had developed in the media prior to it. The writers of naturalism fought back against them by arguing that educators are not competent to appreciate literature. They also insisted that readers had to focus on the serious attitude of the writers rather than its explicit content. Although the naturalist writers admired Kafu's personality and work based on this standard, Kafu himself turned his back on this standard and established his original view of art.

Key Words : book-banning, censorship, Kafu Nagai, Naturalism, Public Morals

I. 問題の所在

明治44(1911)年5月16日^(注1), 文芸委員会官制・通俗教育調査委員会官制が天皇によって裁可され, 公布(同日施行)されている(順に, 勅令164号, 勅令165号)。両委員会は, ともに文部次官岡田良平を委員長とし, それぞれ文学者森林太郎以下15名, 教育者手島精一以下26名が委員に名を連ねていた。時の内閣総理大臣桂太郎に文部大臣小松原英太郎が提出した明治44年4月11日付閣議請願書^(注2)を参照すると, 文部省への両委員会設置の主眼が, 「文芸」と「通俗教育」とによる「国民の教化」に置かれていたことが分かる。これら両委員会が抱き合わせの形で成立したという事態は, 当時の文部当局者が, 〈文学〉〈教育〉をある位相において隣接する表象イメージで捉えていたこと, また文学者や教育者を取り込み, 再配置しながら, 〈文学〉〈教育〉の統御に積極的に関与しようとしていたことを示唆する。ゆえに, 両委員会設置に至る経路と意図との分析は, 文部当局者がいかなる形で「文芸」「通俗教育」という制度を利用しようとし, いかなる「国民」イメージを理想として設定していたかという, 当時の文教政策の根幹にかかわる事柄の解明に繋がるはずである^(注3)。

ところで, 両委員会の設置が, 文部当局者による文学者・教育者の再配置の実践だったとしても, それが文学者・教育者の反対を押し切って強行されたわけで

はなかった。こと文芸委員会に関しては, 明治39年頃より文学者の側から出始め, 大きなうねりとなる「文芸院」設立の要望に応えたという意味合いが強かった。文学者らの思惑は, 文学者をその構成員とする文芸院を政府内部に立ち上げ, 文芸院が出版物の検閲に関与することで, 内務省による一方的な文芸取締=〈発禁〉を阻止することにあった。後述するように, 明治40年前後の文壇で隆盛する自然主義文学は風紀を乱すとして教育者らの批判に晒されるが, そうした風潮に背中を押されるように官憲による文芸取締は激化, そのことが文芸院構想に纏わる文学者側の言説を産出していくのであり, 文芸・通俗教育調査両委員会の発足という事態を考察する上で, 〈発禁〉の問題系を看過することはできない。

そこで本稿は, 両委員会設置に至る経路の端緒となった年, すなわち文芸取締が大きくクローズアップされ, それに関する議論の絶対量がひとつの頂点に達する明治42年における, 〈文学的〉出版物に対する〈発禁〉をめぐる言説編成を観察し, 〈教育/文学〉的言説が交渉する様相について考察する。その際, 同年に〈発禁〉処分を受けた永井荷風(1879—1959)の初版『ふらんす物語』を考察の起点に据えたい。というのも, 〈発禁〉を巡って大きな盛り上がりを見せる文学者達の一連の議論は, 後述するように, 論者が自然主義者か否かにかかわらず, 当時隆盛を極めた自然主義の批評基準を概ね踏襲す

* 鳴門教育大学 (Naruto University of Education)

ることになるが、自然主義陣営の拠点の一つであった『早稲田文学』は、明治43年2月、「過去一年の文勲に対する推讃」の意味を込めた「推讃之辞」を荷風に贈っているのである^(注4)。すなわち、〈発禁〉処分の不当性を主張するのと正に同じ論理で、荷風は最も代表的な自然主義的著作物の書き手であると自然主義者の側から目されていったのであり、明治42年前後の〈発禁〉問題を巡る議論を支える批評風土を考察する上で、荷風の諸言説に注目することの意味は大きいと考えられるのである。

ところで、明治42年の荷風は、『ふらんす物語』に続く『歓楽』(易風社、明治42・9)でも〈発禁〉処分を受けている。荷風はその後『歓楽』の〈問題箇所〉と思しき部分を削除した『荷風集』(易風社、明治42・10)も出版しているが、当然の事ながら、『早稲田文学』が荷風に「推讃之辞」を贈った際の主な評価材料には、『ふらんす物語』『歓楽』などのテキストが含まれてはいるはずである。ここではそれらのテキストを、一般の流通網にはほとんどのることがなかったという意味で〈不在〉のテキストと呼称していくが、Ⅱ章では、そうしたテキストが〈不在〉であったことの意味について考察し、同時代の批評基準を抽出していく上での視点を提示したい。Ⅲ章では〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さに対する不平が醸成される土壌となる、明治42年における検閲体制を概観する。Ⅳ章では、そうした不平の言説を整理しつつ、荷風が一連の事態の「根本問題」とすることの内実を析出する。Ⅴ章では、学生の風紀問題が発生する原因を小説に帰着させるような当時の教育界の風潮に抗する文学者達の発言を観察し、そこに通底する言説構造を見る。Ⅵ章では、そうした教育者批判の中でも、自然主義批評家を代表する長谷川天溪・島村抱月の言説に注目し、そこから立ち上がってくる自然主義批評圏の〈基準〉を析出する。Ⅶ章では、まさにそうした〈基準〉により荷風が卓越化されていく様相を概観しつつ、『ふらんす物語』の〈発禁〉をめぐる荷風の発言を参照することで、荷風の思考と同時代思潮との距離を測定したい。

Ⅱ. 『ふらんす物語』という〈不在〉のテキスト

初版『ふらんす物語』は、明治42年3月27日、〈発禁〉の処分を受けている。『地獄の花』(金港堂、明治35)などで既に知られていた荷風は、明治36年9月に渡米し4年余りを過ごしたのち、明治40年7月に正金銀行社員として渡仏、凡そ11ヵ月半滞在して帰国している。帰国後の明治41年10月から明治42年1月にかけて、「ふらんす日記」との副題を付した短編を雑誌にたて続けに発表していたが、これに数編を加えて1冊の単行本として博文館から刊行しようとしたのが、初版『ふらんす物語』だった。同書は未製本のまま〈発禁〉処分を受け、市場には出回らなかったが、博文館はその損失

を補うべく荷風の意に反して『新編ふらんす物語』(博文館、1915)が出版されている。これは、処分の要因の可能性のある初版の、献辞、「序」「放蕩」「異郷の恋」「祭の夜がたり」「モーパッサンの石像を拝す」「午すぎ」「舞姫」「砂漠」「悪感」を削除し、初期の小説「をさめ髪」「花ちる夜」「薄衣」を追加したものだ。『荷風全集』(第二巻、春陽堂、1919)載録のものは初版の、献辞、「序」「放蕩」「異郷の恋」「モーパッサンの石像を拝す」「午すぎ」「舞姫」「悪感」および「附録」を削除し、荷風『あめりか物語』(博文館、明治41・8)の「附録フランスより」三篇と、同じく『あめりか物語』の「除夜」を「霧の夜」、「羅典街の一夜」を「おもかげ」、「砂漠」を「ポオトセット」、「歌劇フォースト」を「歌劇フォーストを聴くの記」と改題したものを追加している。こうした削除と追加との操作が、その後の全集編纂時などでも繰返されたことで、現在、大幅な異同のあるいくつかの『ふらんす物語』が並存している。初版『ふらんす物語』を日本近代文学館が「名著復刻全集」のうちの一冊として1968年に刊行し、また同じく初版『ふらんす物語』を「復元」したという岩波書店の『荷風全集』(第五巻、岩波書店)が1992年に刊行された今もなお、初版『ふらんす物語』それ自体が既に一つのバージョンでしかない限りにおいて、そうしたいくつかのテキストの並存という様相は継続されたままであるといえる^(注5)。そうした事態の背景となっている諸問題の一つには、大幅な異同がありつつも、どれも〈正しい〉複数の『ふらんす物語』から、任意の『ふらんす物語』を選択する他ないという認識が共有されてきたことが挙げられよう。そして、このことは『ふらんす物語』を扱う言説が、必ずや〈発禁〉問題に言及することと無縁ではない。すなわち、大幅な異同のある複数のテキストの並存という事態を招来した淵源は、初版『ふらんす物語』が〈発禁〉処分を受け〈不在〉だったことにあり、それを担保に、編集者は任意に底本を決定し、論者もまた任意のテキストを選択することで、異同を不問のままにしておく正当性を獲得してきたのではないか。

その一方で、そのような正当性を論者に保証してきた初版『ふらんす物語』の〈不在〉は、それとは全く異なる文脈で初版『ふらんす物語』への欲望と隣接してもいた。未製本のもの数部しか現存しないといわれる初版『ふらんす物語』は、「コレクションマニアをして狂的にさせてしまう永井荷風の書物」の中でも「最大の難関」とされ⁽¹⁾、「マニア」とされる人々に物として所有することへの欲望を駆り立ててきたと同時に、相馬御風の「やがて「フランス物語」が発売禁止になった。永井君びいきたる僕、いかでか黙って居られやうぞ。早速飛んで行って、原稿を借りて来た。そして読んだ。二度も三度も繰返して読んだ」⁽²⁾というような一部の〈幸運〉な

例外を除いて、読んでみたくても読めないという不可能な読書行為への欲望を讀者に駆り立ててきたのである。そして、テキストの〈不在〉を巡って何よりも重要なのは、『早稲田文学』が〈不在〉のテキストを主な評価対象として荷風に「推讃之辞」を贈ったことに象徴されるように、IV章以降で具体的に見ていくこととなる〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さを争点とする文学者達の議論においては、例えば『ふらんす物語』のように未製本のまま〈発禁〉処分を受けたものの場合、一読すらしていない〈不在〉のテキストを巡って、その処分の不当性が主張されていたということだろう。

もちろん、次節で論じるように、当時の検閲体制は、当局の側が処分の正当性を主張できるような客観性が担保されたものではなかったが、文学者の議論が〈不在〉のテキストに及ぶとき、文学者の側にも自身の正当性を主張出来るような明確な根拠があったわけではない。とすれば、文学者らがテキストの有無とは関係なく、テキストを評価し得る何らかの枠組みを保有していたことを意味するだろう。そのことについてはVI章以降で検討したい。

Ⅲ. 明治42年当時の検閲体制の内実

初版『ふらんす物語』は、その奥付^(注6)を参照すると、明治42年3月25日に博文館から発行されることが予定されていたことがわかるが、その4日後の3月29日付『官報』第7724号「告示」欄に、〈発禁〉処分にされたことを示す次のような記事が掲載されることとなる。

○告示

内務省告示第三十六号

一ふらんす物語 一冊 講談社刊 大橋新太郎 発行
右出版物ハ風俗ヲ壊乱スモノト認ムルヲ以テ出版法第十九条ニ依リ明治四十二年三月二十七日発売頒布禁止及刻版並印本差押ノ処分ヲ為シタリ^(注7)

明治四十二年三月二十九日

内務大臣 法学博士男爵平田東助⁽³⁾

〈発禁〉の事情について荷風は、明治42年4月11日付『読売新聞』「日曜附録」欄に掲載された「『フランス物語』の発売禁止」において、次のように述べている。

私がアメリカを去ってからフランスに滞在中及び帰国当初の詩作評論を集めた「フランス物語」五百五十余頁の一冊は、発行書肆が其の筋へ出版納本手続きをすると直に発売を禁止されましたので売捌書店へは一部を配布するの暇だになく全部悉く埋没される事になったのです。禁止する側から云へば誠に機敏な大成功でありました。

其の日は薄曇の春の空に、満開の梅が星のやうに輝く三月最終の日曜日で（以下略）⁽⁴⁾

荷風は、「三月最終の日曜日」（3月28日）に〈発禁〉処分を受けたと記憶しているが、竹盛天雄が既に指摘しているように、「何らかの事情で博文館から荷風に連絡がついたのが、日曜日まで遅れた」⁽⁵⁾のであろう^(注8)。

荷風は「売捌書店へは一部を配布するの暇だになく全部悉く埋没される事になった」としているが、『ふらんす物語』は、「売捌書店」（取次）に「発売頒布」する以前に、つまり無論小売店へは1冊も出回らない段階で「発売頒布」の禁止命令を受けたことになる。これが荷風の「発売を禁止されました」との発言に相当する処分だが、荷風が明言しなかった「刻版並印本差押」の命令も下されていたことを忘れてはならない。「刻版並印本差押」とはすなわち、「刻版」（版木・紙型）・「印本」（既に出版された本）の「差押」処分、前者は発行所や印刷所に、後者は取次や小売店に対して行なわれる押収の実践である。つまり、〈発禁〉と一口に言っても、「発売頒布禁止」の「処分」のみを内務大臣が行なう場合と、「発売頒布禁止」の「処分」を行なうと同時に、あるいはその後「刻版並印本差押ノ処分」を付加して行なう場合との二系統があり、内務大臣一人の裁量で「風俗壊乱」の度合＝〈罪〉の軽重が査定され、その質的差異に比例して、「処分」の軽重、すなわち「発売頒布禁止」の「処分」のみか、「発売頒布禁止及刻版並印本差押ノ処分」か（あるいはそのどちらも行なわないか）といった事柄が、やはり内務大臣一人の裁量に依拠して決定され得たのである^(注9)。

もちろん、連日出版される全ての図書の検閲を内務大臣一人が行っていると考える者などいなかっただろうが^(注10)、実務に当たっているのは僅か数名の検閲官であることは、文学者を含む出版関係者にとっては周知の事実であった。内閣官房局発行の明治42年5月1日付『職員録（甲）』^(注11)を参照すると、警保局には有松英義警保局長以下属官まで総勢24名の職員がいたが、『日本及日本人』誌上における有松警保局長の発言に依拠すれば、図書の検閲を行っていた検閲官はその内の3、4名で、「毎日何十何百と集まって来る雑誌や小説」を昼夜を問わず検閲し、その中から「如何はしい」と弾き出されたものについては、書記官、そして警保局長へと検閲が回され、最終的な決定を内務大臣が直接下していたという^(注12)。

このような明治42年当時の検閲体制が、処分に客観的説得力を担保するだけの検閲時間、人員を持たなかったことは言うまでもないだろう。ましてや、処分理由も「安寧秩序ヲ妨害」／「風俗ヲ壊乱スル」のいずれかが宣告されるだけで、具体的な処分理由が語られることが

一切なかったとすれば、〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さに対する不平が噴出することは必定だった。

IV. 〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さと文芸院待望論

内務省による一方的な強制権を前に、『ふらんす物語』が〈発禁〉となった明治42年、「文芸取締」に関連する議論そのものの絶対量は、新聞・雑誌といったメディア空間において一つの頂点に達するのだが、出版物に対する〈発禁〉の行政処分の件数は、前後する年と比較して相対的に少ない。明治39年から明治44年に警視庁が発行した『警視庁統計書』を参照すると、〈発禁〉の行政処分を受けた書籍出版物（新聞・雑誌は含まれない）の件数は、明治38年[210件]、明治39年[440件]、明治40年[3564件]、明治41年[451件]、明治42年[85件]、明治43年[135件]であることがわかる。もちろん、こうした件数が、直ちに〈発禁〉処分を受けた「小説」の数に一致するわけではないが、明治40年における出版物に対する〈発禁〉処分の激増（前年比約8倍）に比例するかのように生成された「文芸取締」に関連する言説の増加に、〈発禁〉処分の件数は反比例するかのように減少の曲線を描くのである（明治42年は明治40年比約1/42倍）。こうした数値上の相関関係に対し実証的根拠を提示する事は、内務省側の明確な見解が残されていないため不可能だが、当時としても何故当局は明治40年に取締を強化し、明治42年にはそれを急激に緩和したのかといった事柄について、人々は憶測することしかできなかった。

こうした内務省による〈発禁〉処分の〈基準〉の曖昧さは、その強制権に対する文学者の拒絶感を増幅させ、明治42年前後における文学者の当局批判の主流をなすが、早くは次の長谷川天溪「文芸院の設立を望む」（『太陽』12(8)、「文芸時評」欄、明治39・6）にその萌芽を見ることが出来る。

文学上の事業は多々あるべし。試に二三を挙げむか。第一に出版物の検閲を厳正ならしむこと是れなり。必ずしも其の権を、警視庁より剥ぎ取れと主張するものに非ず。むしろ警視庁検閲掛の監督者として文学の普及発展を図らざるべからず。今日の検閲なるものは、甚しく公平を欠けり。これ故意に出でたるにあらで全く文学的価値を判定するの能力なきに由れり。（中略）若しも文芸院が、眼識ある文学者を集めて、出版物の価値を評定せしめなば、理不尽の発売禁止、演劇興行禁止、脚本改修等の命令は出でざるべし。⁽⁶⁾

この天溪論は、明治44年に発足することとなる文芸委員会に連続していくであろう「文芸院」設立の必要性

をいち早く説き、また文芸委員会が担うことになる殆んど全ての機能を既に提出しているという意味で極めて先見的なものだった。ここに見られる主張、すなわち、内務省の検閲に〈欠如〉として見出された「厳正」さ・「公平」さを補填する機関としての「文芸院」待望論は、自然主義文学への取締も激化していた明治41年、天溪自身により反復される（「文芸審査院の必要」『太陽』14(8)、41・6、「文芸の取締りに就いて（文芸院の設立を望む）」『太陽』14(14)、41・11）。そして、明治41年11月9日、『東京二六新報』誌上に掲載された「森鷗外氏の「芸術院」設立建議案」との記事が、岡田良平文部次官に鷗外が「文芸院」設立建議案に関する意見書を提出したことを報道したことを契機として、「文芸院」構想と「文芸取締」問題とは、急速に近接した問題として言説空間に浮上することとなる。明治42年1月の『太陽』が「文芸取締問題と芸術院」との特集を組んだことなどは、そうした言説編成を如実に表しているといえるだろう。

だが、必ずしもそれが「文芸院」構想に連続しなくとも、〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さについては、「当局者全体に通じた標準は無いとしても、前述の『仏蘭西物語』以下の出版物を禁止した当局者の一人は実際何かの恃む所則る所があつた筈である」⁽⁷⁾、「併し真面目に人生を研究し其の真相を描写せむとする者にとりては、発売禁止の標準のない程、こまることはない」⁽⁸⁾、「当局者の文芸に対する標準が解らない」⁽⁹⁾、「併し何とか少しく発売禁止上の制規を設けて置いて貫はなければ」⁽¹⁰⁾などと、多くの文学者が口を揃えて発言していくこととなる。その中でも注目すべきは、明治42年8月の『太陽』誌上での特集「発売禁止の命を受けた時の感想」における、徳田秋声の「その標準が解らない。標準が解らないのは、当局者にも標準がないからかも知れぬ。いや、恐らくはさうであらう」⁽¹¹⁾との憶測で、この発言が為された直後、それが単なる憶測ではなかったことが明らかにされるのである。

すなわち、翌月の9月以降、〈発禁〉の〈基準〉の曖昧さに対する文学者の度重なる不平に誘発されたかのように、一斉に内務省、警視庁、文部省の官僚が雑誌の取材に応じ、発言を始めるのだが、これらの人々が各誌の記者を前に異口同音に語ったことといえば、秋声の憶測を準えるものでしかなかった。

若しそれ等の出版物が公益に反して居ると認めらるれば、（中略）然らば当局者は如何なる方針、如何なる範囲に於て検束を加へるかといふ問題に逢着するのであるが、之は今具体的に説明することは甚だ六ヶ敷い⁽¹²⁾

差し押への標準と云つて別に定めてある訳ではな

い、たゞ当局者が見てイケヌと認定したものは、仮令誰がどう云はうと決して仮借せぬ。⁽¹³⁾

それが実際すぐに影響して来るんだ。今日の学生などの墮落は甚しい(中略)其上色々変つて行くのだから別に標準と云ふやうなものを設ける事も出来ない。(中略)要するに影響如何と云ふ事が問題で、それによつて決まる(中略)だから物よりも影響の如何を見るので、物はよくないにしろ悪感化を及ぼさないものは取締る必要がない。一番恐れるのは少年青年で、すぐに感化せられ安い。従つて青年男女に悪感化を及ぼすやうなものは特に注意してゐる。⁽¹⁴⁾

こうした当局の〈基準〉の曖昧さについては、真銅正宏が『ふらんす物語』と関わせる形で既に言及している^(注13)。真銅は、『ふらんす物語』の〈発禁〉直後に、荷風自身が処分に言及した三つの言説、すなわち前掲「『フランス物語』の発売禁止」、『中央公論』の特集「『姉の妹』の発売禁止に対する諸名家の意見」における荷風の発言^(注14)、『ふらんす物語』の〈発禁〉を約5ヶ月後に振り返った「別に何とも思はなかつた」^(注15)をそれぞれ引いた上で、荷風が『ふらんす物語』の〈発禁〉について「別に何とも思はなかつた」理由として、「芸術を認めない文化後進国日本の当局者との絶望的なわかりあえなさが、怒りを通り越させ」⁽¹⁵⁾ たこと、「日本の国家の芸術観を全く信用していな」⁽¹⁶⁾ かつたことを挙げている。さらに真銅は、先の有松警保局長の発言における「基準の曖昧さと処分の恣意性」⁽¹⁷⁾ を指摘し、「これでは確かに荷風が抗議の虚しさや諦念を感じるのも無理もなからう」⁽¹⁸⁾ と、当局の〈基準〉の曖昧さが荷風の「虚しさや諦念」を誘引したと分析している。だが、松本和也も既に指摘しているように、文学者側にも当局に対峙しうような明確な〈基準〉があったわけではない。松本によれば、文学者側が依拠していた〈基準〉は、小杉天外の「作者が作る時の態度—真面目な態度で書いて居るか、不真面目な態度で書いて居るか」⁽¹⁹⁾ との発言に象徴されるような、自然主義批評圏内でしか機能しない「作者の態度=主観」⁽²⁰⁾ = 〈真面目/不真面目〉といった曖昧なもので、文学者たちは、「それを理解できない読者を〈文学〉読解能力において差別化し、その返照としてそれが理解できる読者を〈文学〉が理解できる者として卓越化していく」⁽²¹⁾ といい、荷風もまたその例外ではなかつたというのだ。

実際、次の荷風の発言からは、「読解能力」の有無に準拠して「読者」を分割していく仕方が看取できる。しかし、重要なのは、本稿Ⅶ章で述べるように、荷風の分割の仕方が、同時代の自然主義的なそれとは一線を画していたことの方ではないだろうか。

とはいえここでは、荷風の考える、多数の「国民」を「読解能力」の欠如した状態へと追いやる「根本問題」についてひとまず整理しておきたい。

小説を発表するものとこれを禁止する当局者とは各自異つた世界に立つて居る人であるから、自分は文学者としては更に言ふべき議論がないのは当然であらうと思ふ。(中略)然し其れは吾々少数の文学者社会だけの話で、小説其の他凡て芸術の存在を認めない国家から見れば其の位の事は有り得べき事だと思ふ。教育家が学生に小説を読む事を禁止して居る日本に於ては、もし善良なる国民、法則を遵守する臣民であつたら、永生小説を読むべき筈はない。さう云ふ点から論じて行くと、少くとも日本の小説全体は、国家から見れば不正な産物である、迷惑なる発生物である。不潔なる腫物に等しいのだ。かゝる国家に対して、自分は発売禁止の是非や正否を論ずるのは当を得て居らぬと思ふ。もし真面目に争はうとするならば、国家と芸術と云ふ根本問題から掛かつて行かねばならぬ。さうすれば枝葉の禁止問題などは自づと改善される訳である。国家をして芸術の存在を認めさせるには、先づ国民の一個々々が芸術を解しないまでも其れに対して尊敬の念を抱くやうにならねばならぬ。⁽²²⁾

荷風は、「禁止問題」はあくまで「枝葉」の問題に過ぎないとする。なぜなら、「国家」が「小説其の他凡て芸術の存在を認めない」という「根本問題」があるからで、その「根本問題」解決のためには、「国民の一個々々が芸術を解」すようにならねばならない、少なくとも「尊敬の念を抱くやうにならねばならぬ」というのだ。すなわち、〈文学〉を含む「芸術」に対する「国民」の「読解能力」の向上が要求されているといえるが、こうした要求を「国家」から「文学」が承認されることへのそれと素朴に解釈することはできない。真銅が指摘したように、荷風は「国家」との「絶望的なわかりあえなさ」、抗議の虚しさや諦念」といった感情を抱いていたが、ここでも、「国民」の「読解能力」の向上は望むべくもないものとして話柄にされているに過ぎない。なぜなら「教育家が学生に小説を読む事を禁止して居る日本」において、「善良なる国民」「法則を遵守する臣民」として概念化される「国民」は、当然「国家から見れば不正な産物」としての〈文学〉とは対蹠的な場所に配置されなければならないからだ。

このように、〈文学〉が「国家」から認知されるための必要条件としての、「国民」からの尊崇の念は、「国家」が〈文学〉を「国民」の前から疎外しようとすることで、生成されることはない。荷風は、こうした〈国家/文学〉

の間に横たわる絶望的な社会構造のことを「根本問題」とし、そのひとつの象徴的出来事として「教育家が学生に小説を読む事を禁止して居る」という動向を指摘したのである。そして、荷風のこうした指摘の背景には、次節で述べるような、学生の「風紀」問題を直接の要因とする〈教育／文学〉を巡る議論の拡大があったといえるだろう。

V. 学生の「風紀」問題と特集「教育と小説」

自然主義を標榜する代表的批評家の一人であった長谷川天渓は、明治41年4月の『文章世界』誌上に、「自然主義と本能満足主義との別」を草し、「近頃の新聞」における「自然主義」と「本能満足主義」との混同を指摘し、「自然主義」は「文芸上の問題」であり、「本能満足主義」は「人生上の実行問題」であるとした。この頃より、いわゆる〈文芸と人生〉論議と称される一連の論争が開始されるわけだが、天渓が躍起になって「自然主義と本能満足主義との別」を説かねばならなかったその一因には、青年男女の「風紀」の乱れと〈文学〉との関わりを主張する「教育家」の言説が過剰なまでに流通していたことがあげられよう。むろん、金子明雄が指摘したように、同年3月22日の〈出歯亀事件〉以降、「青年男女の性的な行動と〈自然主義〉という記号の結びつき」⁽²³⁾がさらに強固なものになり、〈自然主義〉＝〈出歯亀主義〉といった記号の連鎖が生じたことで、自然主義文学に対する「取締」が激化していくのだが、内田魯庵に「警視庁はむしろ其れ（注、「教育家」の言説）が為に神経過敏にもなつてゆくのである。だから警視庁に向つて彼是れいよりも、寧ろ世の教育家や学者との間に蟠る問題を解いてゆかねばならぬ。これが根本問題である。」⁽²⁴⁾と言わしめたほど、「文芸取締」が議論され始めた当初において、「道徳」を盾に「小説」と青年男女の「風紀」問題を連結させて語る「教育家」の言説は、取締を誘発する大きな脅威として認識されてもいた。そのため多くの雑誌で〈教育／文学〉に関する特集が組まれることとなるが、ここでは明治41年1月の『太陽』誌上の特集「教育と小説（青年男女に小説を読みしむる可否）」を中心に見て行きたい。ここでは、第一に、〈文学〉がいかなるレトリックで語られているか、第二に、期待される青年男女イメージとはいかなるものであったかということについて観察し、そこから文学者が「教育家」を批判する言説に分有されている構造を析出したい。

この特集でまず目立つのが、教育者／文学者という発話主体の如何にかかわらず、〈文学〉を〈善／悪〉の二項対立的に峻別していく仕方である。すなわち、「成るべく黴菌のあるやうな不潔な場所へ近づけないやうにするがよい。即ち成るべく、不潔な小説等を読みしめぬがよい」⁽²⁵⁾、「さらば小説の善いものと悪いものとの判別

も出来て、従つて悪い小説を避けて善い小説を読みしむべしといふ普通の理想通り行はるゝ訳である」⁽²⁶⁾、「暫く自然の推移に任して置いては如何なものだろう。（中略）所謂悪小説が消滅するのは必然の勢だと思ふ。（中略）淘汰されてゆくに違ひあるまい。」⁽²⁷⁾、「聞けば如何なる黴菌も、健全無欠の胃袋に入つては、さながら水中の蛾も全然、何らの害をも為し得ぬと云ふでは無いか。／それと同じく、如何に危険な小説でも、健全な頭脳を以て読まれるなら、何等の毒をも及ぼし得るもので無い。」⁽²⁸⁾というように、〈文学〉は〈善／悪〉という現前性を付与され、〈悪小説〉は明確な定義をなされぬままに「黴菌」「不潔」などと表象されながら、青年男女には読ませないほうが良いもの、あるいは「自然」に「淘汰」されるものとして、その存在価値を認知されることはない。いかなる「小説」であっても青年男女に読ませても良いと主張し、唯一の例外のように見える文学者巖谷小波の発言ですら、「健全無欠の胃袋」によって打ち消されるべき「黴菌」「水中の蛾」「害」「毒」として表象される〈悪小説〉が想定されていたのだから、他の論者と何ら変わることはない。

また、ここで注目すべきは、青年男女には「健全無欠の胃袋」を所有することが望まれているという点である。ここで〈身体〉のレトリックで語られていることの内実は、青年男女が自ら〈悪小説〉にも動じることのない〈健全な精神〉を構築していくことへの期待に他ならなかったが、同特集における教育者三輪田元道の「善いものには手を触れ、悪いものには手を触れぬといふ内部精神を健全に作り上げることが必要である。」⁽²⁹⁾との発言にはそうした青年男女への期待が直接的に表現されているだろう。さらに、こうした青年男女が自発的に「健全無欠の胃袋」という〈身体〉を構築することを期待する思考は、小栗風葉が「文学のため若しくは一部の小説のために悪感化を得させるやうな被教育者を作ることが、既に教育者それ自身の無能力を自白すると同様である。」⁽³⁰⁾とし、小波もまた「而も其の健全なる頭脳は、抑も何に依て養はれるか。曰く、教育の他はあるまい。（中略）彼等（注、教育家）は取て小説に対して、害毒呼はりをするにも及ばぬ、否、その権利は無い筈だ。」⁽³¹⁾としていくように、青年男女の〈身体〉を「健全」なものに構築し得ない「教育」「教育家」の〈無能力〉を暴露する論理へと文学者たちによって転化されてゆく。

このような、〈悪小説〉を「黴菌」「害」「毒」という負の集合的イメージで表象して行く記号の連鎖、及び「教育」「教育家」の〈無能力〉を暴露する文学者に分有された論理は、その後の「文芸取締」問題に関する議論を牽引していく自然主義批評家たちによって直ちに反復されていく。

VI. 教育者／文学者の〈争闘〉と自然主義批評圏の〈基準〉

天溪は「我観雑景」(『読売新聞』明治41・5・3)において、「真面目に人生を研究」したものではない「悪い目的を以て書かれた」「小説」に対する「当局者の処置は至当である」とした上で、「学生の風紀廢頹したるは、現今の小説に原因すといふ論者諸方に在り。これを裏面より見れば、修身教育は、小説の害毒を防ぐに足らずと言ふに異らず。(中略)小説に対して解毒の効力なき道徳が、いかで克く社会の悪毒を滅し得べき」⁽³²⁾と、「小説の害毒」を「解毒」し得ない「修身教育」「道徳」、ひいてはそれを教える教育者を批判の槍玉に挙げている。しかし天溪の場合、「真正の文芸は、道徳に反するものではない、否寧ろ道徳と陰に陽に提携しつゝあるものである」⁽³³⁾としていることから、現今の「道徳」そのものを批判しているのではない。また「現時の青年男女は、刻一刻に墮落しつゝあるやうであるが、吾等の見る所は、決して左様でない。寧ろ其の道徳的神経は、今の老成人よりも鋭敏であると思ふ」⁽³⁴⁾と、「青年男女」の「道徳的神経」の、「老成人」のそれへの優位性を主張する場面もあり、こうした「青年男女」の〈身体〉に向けられた過剰ともいえる信頼は、「文芸の作品によりて墮落する程志操の弱者で無い」⁽³⁵⁾という発言からも解るとおり、一方で「真面目に人生を研究」⁽³⁶⁾した「自然派」の「小説」に対する「取締」の不要を訴えるレトリックの一つであったといえようが、他方では全ての「青年男女」の姿に「墮落」を読み込む世の「老成人」の誤読を指摘しているという意味で、やはり風葉や小波と同じ台座を共有していたといえるだろう。

だがここで最も注目すべきは、天溪にも見られた教育者の〈無能力〉を暴露することで、相対的に文学者の立場を引き上げようという実践が、IV章で言及した、作者の態度が「真面目」か否かで作品の良し悪しが決定されるという自然主義的〈基準〉と共振していた点だろう。

そして、こうした自然主義的〈基準〉を理解できない教育者を〈無能力〉とするような論理は、同じく自然主義陣営を代表する批評家、島村抱月によって強調されていくこととなる。抱月が「文芸取締」問題に対し初めて持論を展開した、次の特集「教育と文芸との関係」(『教育時論』829, 明治41・4)における発言を見てみよう。

故に本当に文芸を味ふ時には、世相として文学の表面に現はれてをる事柄よりも、その背景として有つてをる深い問題、即ち如何にしてこの世に立つべきかてふ問題に触れしめ、人をして真摯誠実に、宗教道徳の深い根本を想はせる刺激となるものである。(中略)この時代の青年をして文学に触れしめぬといふことは、到底出来ぬことであるからして、積極的に文芸教育趣味教育を彼等に施して、正当に

文芸を味い得る様にせねばならぬと信ずるのである。⁽³⁷⁾

ここで抱月は、「文学の表面」ではなく「宗教道徳の深い根本」を「味ふ」という、自然主義における観照の境地に「青年」を誘う「文芸教育趣味教育」の不徹底を主張しているが、これと同時期に書かれた「自然主義と一般思想との関係」(『新潮』8(5), 明治41・5)において、「観照」を「解し得ない程度の多数者」⁽³⁸⁾に対する「諦め」を口にしてしているから、ここでは天溪同様、「文学」が「宗教道徳」に反するものではないとしながら、やや婉曲的に「教育」「教育家」の〈無能力〉が示唆されている。ではここで要求されている〈能力〉とはいかなるものであったか。特集「文芸取締問題と芸術院」(『太陽』15(1), 明治42・1)において抱月は、「偽文学を取締るのは可いけれど、真文学の為には入らぬ事だ。(中略)第一、純粹の文学と偽文学との区別をハッキリさせること。／第二、真文学に使つてある材料は、部分々々から言へば公衆の羞恥心に触れるやうな材料も無論使つてあるが、その場合に於ても全体の上から嚴肅なる文学として解釈すれば決してそんなものぢやない」⁽³⁹⁾と、「材料」と「態度」とを峻別し、「態度」において「純粹」ではない「偽文学」=〈悪文学〉に対する「取締」を積極的に奨励する一方、「然し世間にはいろいろな階級の人間が居る。或る程度の人にとつては、そんな嚴肅な意味は分らな」⁽⁴⁰⁾いと、自分たち自然主義批評圏における〈基準〉が理解しえない者によって「真文学」=自然主義文学が批判の対象になったり、またそれが学生であれば、その学生の風紀が乱れたりするといったことの不可避性についても言及していた。ゆえに、抱月が教育者に求めた〈能力〉とは、そうした〈基準〉を内面化することで「真文学」の価値を認知し得るようになることだけでなく、そうした文壇内の事情を踏襲した上で「雅諄な感情を以て、多少の順序を文学書に立てゝやり、且つ時々切實な注意を与へてや」⁽⁴¹⁾る、すなわち、「真文学」の読者としての学生が、その「表面に現はれてをる事柄」=「材料」に惑わされることがないように、「真文学」の〈正しい読み方〉を修得させる〈文学指導力〉のことであった。ただし、そうした〈正しい読み方〉〈文学指導力〉といったものが、自然主義的批評〈基準〉という極めて限定的で歴史的なものだったとすれば、それらの要求が教育界に何の抵抗もなく受容されるはずはなかった。

教育系雑誌『教育実験界』「主張」欄に掲載された無署名「文芸保護取締の問題と教育界」(23(3), 明治42・2)は、「教育界は、從來最も文芸のために輕蔑せられたりき。文芸家の、折に触れ、時に応じて、口を極めて嘲罵したるものは教育者の頑迷固陋といふことなりき」⁽⁴²⁾と、当時の教育者／文学者の関係性を整理した上で、「青

年学生は、新しき文芸に接触すること最も早く、最も多く、かつ最も深⁽⁴³⁾いとすれば、「文部省の如きが、文芸を単に文芸として、その善美充分なる発達のために計画するの責任を有する」⁽⁴⁴⁾と、文部省主導で「文芸」を改良すべきだとした。同様の主張は社説「学生風紀と読み物」(『教育持論』854, 明治42・1)が「印刷出版物によるの所謂血清治療法に出でざるべからず。而して其の着手の第一歩は、先づ青年子女の接すべき、雑誌読物の改良にあり」⁽⁴⁵⁾とするなど枚挙に暇が無かったことから明らかのように、教育者の側が主張したのは、自身の〈能力〉の向上についてなどでは勿論なく、他者と措定した文学者側の意識の変更と「文芸」の改良とに他ならなかった。

このように学生の「風紀」問題と接しながら、すなわち教育者／文学者が〈争闘〉する言説空間において生成の第一歩を踏み出した文学者達の「文芸取締」に関する言説は、明治42年の半ば頃にもなると、自身が自然主義に立脚しているかどうかに関わらず自然主義批評圏内の〈基準〉を共有することとなる。例えば、小栗風葉「姉の妹」(『中央公論』明治42・6)の発売禁止を受けて組まれた特集「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見(『中央公論』24(7), 明治42・7)に寄せられた文章などをみると、「高踏的な文芸的態度」⁽⁴⁶⁾、「姉の妹」は真摯なる態度にて真を描きたるものなり⁽⁴⁷⁾、「際立つてどこが旨いと云ふ事はないが、いつもの文章で読ませると云ふ風のものでなくて、真面目な観察がしてある」⁽⁴⁸⁾などと、自然主義を普段標榜しない文学者達もまた、処分の不当性を訴える文脈になると、風葉の「態度」の高潔さということを引き合いに出すようになるように、いわば、自然主義批評圏内の〈基準〉を旗印に、文学者の側が大同団結の様相を呈していくのである。さらに、明治42年も終わり頃には、警視庁官房主事岡田文次が「警視庁は姦通を題材にした小説は片ツ端から禁止すると言ふことはしないが、斯る題材を以て小説を書く作者の態度に不謹慎な点があれば、自ら其作物も亦風俗を壊乱するに至るを以て已むなく禁止せざるを得ぬ(中略)作者の態度が真面目であるか否か読めば直ぐ分る」⁽⁴⁹⁾としたように、一部の当局者をも巻き込みながら、〈基準〉は広範に流通することとなる。

『ふらんす物語』の〈発禁〉に際して文学者側が下した評価も、やはりそうした〈基準〉に基づくものだったが、ここでその代表例として、G生「フランス物語に就て」(『早稲田文学』42, 明治42・5)を見ておこう。

永井君のやうな芸術に対して真面目な、真剣な人は現代幾人もあるまい。あのやうな真面目な人であるだけに、真剣の人であるだけに、今度の事に対して、どれ位真面目に、どれ位真剣に憤慨したであら

う。(中略)が、兎に角斯う云ふ真面目な作品が、斯ふ云ふ目に遇ふやうでは、これから先が心細くなるではないか(中略)ただ字面位で、文芸作品を取締られるのは、全く堪らん。⁽⁵⁰⁾

『ふらんす物語』の〈発禁〉の情報を掴むとすぐに荷風本人に原稿を見せてもらいに行つたと主張するこのG生が、自然主義文学者相馬御風であることは恐らく間違いないが、ここでは、荷風の「芸術」に対する「真面目」さが主張され、次に論理的飛躍を伴って「フランス物語」の「真面目」さが主張されるというように、文学者の〈人格〉と「作品」の出来映えとを相互に関連させるような思考が見て取れる。こうした思考には、山本芳明が大正6年に起こつたと主張する「パラダイム・チェンジ」^(注16)の前史的状況を見出せそうだが、ここには「作品」から滲み出る文学者の〈人格〉〈態度〉が「真面目」であるがゆえに、その「真面目」さを見ないで「字面位」で〈発禁〉の処分を下した当局者の処置は不当であるとする、自然主義文学批評圏で定式化した議論の反復を観察することが出来るだろう。

Ⅶ. 荷風のいう「虚しさ」と諦念が意味するもの

だが、そうした自然主義文学者を中心に広範に流通していた〈基準〉を、荷風の発言にも見出していくことがここでの目的ではない。確かに、〈文学〉を含めた「芸術」に対する「国民」の「読解能力」の欠如の要因の一端として「教育」を据えた、『中央公論』誌上の特集「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」における荷風の認識を、IV章で先述したように、同時代の〈教育／文学〉との関わりを論じた言説編成の中に布置することは可能であろう。だが、荷風が同時代言説と同様に、「国民」を「読解能力」の有無に依拠して分割したとしても、両者の分割の仕方には決定的な質的差異があった。それは荷風の〈作品〉への価値付与の実践と同時代の自然主義的それとの差異に由来するだろう。荷風の当時の芸術論である「芸術品と芸術家の任務」(『文章世界』4(7), 明治42・5・1)を見てみよう。

で、私が他人の作物に対する態度、即ち批評の態度は、作者が採つた形式が、その内容とどれ丈よく合つて居るか、換言すれば、その内容がどれ丈よくその形式に依つて現はされて居るかを見るにあつて、内容の価値それ自身には余り重きを置かない。思想の深淺大小といふことは、作者の人格の大小を評することにはなるけれども、既に芸術品として見る時は、思想の深淺大小の如きは別問題として論じなければならぬ。⁽⁵¹⁾

ここで荷風が行おうとしているのは、先に見た御風の言説で行われていたような、文学者の〈人格〉と「作品」の出来映えとを、無媒介に連絡させる自然主義的紐帯を切断することである。荷風は「芸術品」に内蔵される「思想の深淺大小」(=「内容」)は「作者の人格の大小」に依存するとしながらも、「芸術品」の価値の高さは、「作者」の卓越した「人格」が生成する深淵な「思想」により決定されるものではないとする。むしろ、そうした「人格」に裏打ちされる「大小」いずれの「思想」が表現されるにせよ、それぞれの「思想」に適合した表現が試みられること、すなわち、「内容」と「形式」との〈調和〉こそが、「芸術品」の価値を決めるというのである。ゆえに、荷風の考える「批評」とは、そのような〈調和〉を「見る」ことであり、この〈見る能力〉こそが、荷風のいう「読解能力」ということに他ならなかった。

こうした自然主義批評圏の〈基準〉との差異化を強く意識した荷風の思考は、次の「芸術は知識の樹に咲く花也」(『文章世界』4(8), 明治42・5・15)において、より先鋭的なものとして表出される。

私は芸術と言つても無論絶対の価値のあるものでもないと考えて居る。即ち他の化学や或はもろもろの学問よりもより以上のものでなくて、寧ろ同等のものだと思つて居る。そして芸術は不朽のものであるか否かといふことも考へて居ない。又芸術は人生に対して有益であるか否かも考慮して居ない。芸術は不朽でなくて、且又人生に対して有害なものであるとしても構はないと思つて居る。(中略)であるから時には道徳に反することもあらうも、又人生全体に反抗することもあらう。而して又全く無益なものであるかも知れない。⁽⁵²⁾

ここで荷風は、「芸術」は「道徳に反することもあらう」として、「有害」「無益」な「芸術」が存在することを積極的に認知していく。仮に反「道徳」的な思想が表現されていようとも、すなわち、「作者」の「人格」が低劣であっても、それが〈調和〉的な「形式」に依っているとすれば、「芸術」たりうるといのである。

こうした荷風の思考は、書き手の〈人格〉の程度に呼応して小説の「道徳」性の有無が保証されると考え、一方に対する取締の強化と、他方に対するその無意味さを主張する、同時代の自然主義的な言説構造とは、決定的に異質なものだと言ふまでもないだろう。

ゆえに荷風は、先に見た相馬御風の『ふらんす物語』を絶賛する言説に対して片腹痛く感じていたであろうし、質的な差こそあれ、「国家」に対するのと同様の「読解能力」の欠如を、御風に認めていたはずである。御風のこうした「読解能力」の欠如は、荷風自身によって指摘

されることはないものの、自然主義文学の牙城である『早稲田文学』が明治43年、「推讃之辞」を荷風に贈ったことは、「白を黒と見誤るような文学オンチの行為」⁽⁵³⁾として阿部次郎らに嘲笑され、それに応じた御風との間に〈推讃の辞論争〉が勃発することで露呈するだろう。

『ふらんす物語』の〈発禁〉に際し荷風は、「私は此の場合必死になつて争ふのが至当であると思ふのです」⁽⁵⁴⁾としながらも、「意気地なく逡巡してしま」⁽⁵⁵⁾う。それは「社会一般の気風」⁽⁵⁶⁾が、「私」の「国家」と「争ふ」意志を後押ししていないからだと言うのだが、一方で「然し時代が進めば(中略)遂に何等かの解決を見るだらう」⁽⁵⁷⁾としたように、遠い未来には「社会一般の気風」が好転するだろうとの僅かばかりの期待ももっていた。荷風が事態の急転を期待しなかったのは、「国家と芸術」と言う問題の大きさにのみ起因することではなく、荷風が「少数の文学者社会」と言う「文壇」の〈主流〉としての自然主義的言説が、問題を「文壇内」の位相でしか語らず、またそうした「少数の文学者社会」においてすら〈作品〉の価値に対する〈基準〉を共有していなかったからではないだろうか。荷風の「別に何とも思はなかつた」という言葉には、あるいはそうした「少数の文学者社会」に対する「虚しさ」と諦念があったのかもしれない。

一注一

- 1 年代表記については、明治年間のものは元号を主とし、それ以外は西暦を主とした。必要に応じ、年月(日)を表記した。
- 2 「文芸委員会官制○通俗教育調査委員会官制ヲ定ム」(公文類聚・第三十五編・明治四十四年・第五卷・官職三・官制三(文部省~庁府県), 国立公文書館所蔵, 明治44・5・16) 所収。
- 3 文芸委員会については和田利夫『明治文芸院始末記』(筑摩書房, 1989), 通俗教育調査委員会については倉内史郎『明治末期社会教育観の研究 通俗教育調査委員会成立期』(野間教育研究所, 1961)があるが、両者の連関という問題については殆ど言及がなく、これまで十分な検討がなされてきたとは言えない。
- 4 「推讃之辞」は「過去一年の文勲に対する推讃」であり、あくまで人物に対し贈られるものであった。荷風は「短篇小説集『歓楽』の著者永井荷風氏」として紹介されている。
- 5 もちろん、このようなテキストの流動的な存立形式、またそれに起因する、同一のテキストと銘打った諸テキスト間に発生する構造上の複数標準という事態は、実は『ふらんす物語』に特殊なことではなく、総てのテキストに共通する普遍的なことだが、少なくとも『ふらんす物語』というテキストが論じられる際に、そう

- した問題に関する議論が醸成されることはなかった。
- 6 日本近代文学館が「名著復刻全集」のうちの一冊として昭和43年9月に刊行したものを参照。
- 7 ここでいう「出版法第十九条」とは、いうまでもなく法律第15号「出版法」第19条の「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁止シ其刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」の記述を指すが、すなわち『ふらんす物語』は、同法違反によって明治42年3月27日に内務省によって〈発禁〉の「処分」を受け、同年同月29日に内務大臣の「告示」を言い渡されたということになる。
- 8 博文館による内務省への「出版納本手続き」（「納本」並びに「出版届」の提出）の時期は、「出版法」第3条の「文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出スヘシ」との条項を博文館が遵守していたとすれば、「発行ノ日」（明治42年3月25日）の「三日前」、すなわち明治42年3月22日以前に「製本二部」と「出版届」とが内務省に「到達」するように、博文館はそれらを直接提出していた、あるいは発送していたことになるだろう。これらのことから、荷風が「出版納本手続きをすると直に発売を禁止され」と内務省の「機敏」さを強調したとしても、「出版納本手続き」をしてから〈発禁〉処分までは、最短でも5日（「納本」・「出版届」の提出が22日以前ならそれ以上）掛かっていたといえる。ただし、「三日前」の規則を遵守するための方法として、「発行ノ日」を発行者側が事務的に遅延させるという措置も有り得、そのような措置を博文館が事前に講じていたとすれば、「納本」・「出版届」の提出日を、〈発禁〉の「処分」を受けた明治42年3月27日まで繰り下げることが可能である。すなわち、多分に主観的な言葉であるが、荷風の「直に」という言葉を、〈当日〉あるいは〈前日〉というような意味で捉えたとすれば、博文館による内務省への「出版納本手続き」の際、「発行ノ日」を事務的に遅延させる措置が講じられていたと考えられる。
- 9 「発売頒布禁止及刻版並印本差押ノ処分」を受けた『ふらんす物語』は、相対的に「風俗壊乱」＝〈罪〉の度合いにおいて最も高いと判断されたといえるのであり、形式的には、「刻版」はもちろんのこと製本・未製本の如何を問わず活字化されたものが、内務省納本分の「製本二冊」を除いて全て破棄されねばならなくなった。これを荷風の言葉で換言すると「全部悉く埋没される事になった」ということになる。こうした内務大臣による行政処分にともない、「出版法」第27条に基づき「著作者」「発行者」に対し、「十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十円以上二百円以下ノ罰金」に

処せられるという司法処分が下されるのだが、そうした具体的な罰則を決める刑事裁判所において例え無罪判決を勝ち得たとしても、内務大臣による〈発禁〉の「処分」が覆ることはない。

- ちなみに、内務省納本分の『ふらんす物語』は、その後、秦豊吉の所蔵となり、この秦本は、齊藤昌三、三茶書房、峯村幸造へと所蔵者が移っている（城市郎『【底本】発禁本 書物とその周辺』平凡社、p.319, 2004）。ただし、この内務省納本分が「製本」だったかについては、明らかではない。
- 10 明治42年当時、内務省で出版物の検閲を行っていたのは警保局図書課である。「検閲に関する事務は、はじめは文部省で所管されたが、明治八年に内務省の所管となり、一般図書については図書局、新聞については警保局で扱われていた。明治二十六年に警保局に図書課（昭和十五年十二月から検閲課に改組）が設けられ、統一的に取扱われるようになった」（大霞会編『内務省史』第1巻、原書房、p.804, 1980）という。
- 11 『内務省人事総覧』（第2巻、日本図書センター、1989）所収。
- 12 捕風捉影楼「文芸取締りの行衛」『日本及日本人』520, pp.97-98, 明治42・11。同様の発言は、警保局長有松英義氏談「発売禁止について」（『趣味』4（11）、pp.19-22, 明治42・11）などにも見られる。
- 13 真銅正宏「永井荷風、〈やつし〉の姿勢」『ふらんす物語』から『四畳半襖の下張』まで』『国文学 解釈と教材の研究』47（9）、2002
- 14 特集「「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」『中央公論』24（7）、明治42・7。執筆者の各発言に表題はなし。
- 15 永井荷風「別に何とも思はなかつた『太陽』（特集「発売禁止の命を受けた時の感想」）15（11）、明治42・8
- 16 山本芳明「大正六年一文壇のパラダイム・チェンジ」『文学者はつくられる』ひつじ書房、2000。山本は、大正六年に「本来、情報の回路としては断絶しているはずの〈作品〉と作家の〈人格〉、〈生活〉の間に往還可能な通路が想定」（同書 p.97）されるような認識の布置が誕生したとする。

一 文 献

- (1) 城市郎『【底本】発禁本 書物とその周辺』平凡社、pp.315-316, 2004
- (2) 相馬御風「△永井荷風君」『中央公論』42（11）、p.71, 明治42・11
- (3) 『官報』7724, p.719, 明治42・3・29
- (4) 永井荷風「「フランス物語」の発売禁止」『読売新聞』p.6, 明治42・4・11
- (5) 竹盛天雄「後記」『永井荷風全集』第五巻、岩波書店、

- p.391, 1992
- (6) 長谷川天溪「文芸院の設立を望む」『太陽』12 (8), p.155, 明治39・6
- (7) 与謝野寛「発売禁止に就て(二)」『東京二六新聞』p.6, 明治42・6・18
- (8) 長谷川天溪「発売禁止問題」『太陽』15 (10), p.159, 明治42・7
- (9) 佐藤紅緑君談「子供に突き当たる自動車」『太陽』(特集「発売禁止の命を受けた時の感想」)15 (11), p.139, 明治42・8
- (10) 巻頭言「発売禁止来!!」『新声』20 (7), p.5, 明治42・8
- (11) 徳田秋声君談「標準が解らない」『太陽』(特集「発売禁止の命を受けた時の感想」)15 (11), p.144, 明治42・8
- (12) 内務次官一木喜徳郎君談「出版物発売禁止処分に就て」『太陽』16 (13), p.103, 明治43・10
- (13) 前警保局長古賀廉造君談「出版物と検束」『太陽』15 (13), p.104, 明治42・10
- (14) 警保局長有松英義氏談「発売禁止について」『趣味』4 (11), pp.20-22, 明治42・11
- (15) 前掲, 真銅「永井荷風, <やつし>の姿勢『ふらんす物語』から『四畳半襖の下張』まで」p.47
- (16) 同前
- (17) 同前
- (18) 前掲, 真銅「永井荷風, <やつし>の姿勢『ふらんす物語』から『四畳半襖の下張』まで」p.48
- (19) 小杉天外「文芸取締問題と芸術院」『太陽』(特集「文芸取締問題と芸術院」)15 (1), p.135, 明治42・1
- (20) 松本和也「明治四十二年・発禁をめぐる〈文学〉の再編成—小栗風葉「姉の妹」を視座として」『日本文学』52 (6), p.60, 2003
- (21) 同前
- (22) 前掲, 荷風, 特集「「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」p.6
- (23) 金子明雄「メディアの中の死—「自然主義」と死をめぐる言説—」季刊『文学』5 (3), p.37, 2004
- (24) 内田魯庵「発売禁止の根本問題」『太陽』14 (9), p.144, 明治41・6
- (25) 藤井健治郎「文学士藤井健治郎氏談」『太陽』(特集「教育と小説(青年男女に小説を読みむる可否)」)14 (1), p.128, 明治41・1
- (26) 三輪田元道「文学士三輪田元道氏談」『太陽』(特集「教育と小説(青年男女に小説を読みむる可否)」)14 (1), p.135, 明治41・1
- (27) 小栗風葉「小栗風葉氏談」『太陽』(特集「教育と小説(青年男女に小説を読みむる可否)」)14 (1), p.139, 明治41・1
- (28) 巖谷小波「巖谷小波氏談」『太陽』(特集「教育と小説(青年男女に小説を読みむる可否)」)14 (1), p.140, 明治41・1
- (29) 前掲, 三輪田「文学士三輪田元道氏談」p.135
- (30) 前掲, 風葉「小栗風葉氏談」pp.138-139
- (31) 前掲, 小波「巖谷小波氏談」p.140
- (32) 長谷川天溪「我観雑景」『読売新聞』p.6, 明治41・5・3
- (33) 長谷川天溪「文芸審査院の必要」『太陽』14 (8), p.160, 明治41・6
- (34) 長谷川天溪「文芸の取締りに就いて(文芸院の設立を望む)」『太陽』14 (14), p.154, 明治41・11
- (35) 前掲, 天溪「文芸の取締りに就いて(文芸院の設立を望む)」p.155
- (36) 前掲, 天溪「文芸の取締りに就いて(文芸院の設立を望む)」p.153
- (37) 島村抱月「島村抱月君談」『教育時論』(特集「教育と文芸との関係」)829, p.6, 明治41・4
- (38) 島村抱月「自然主義と一般思想との関係」『新潮』8 (5), p.13, 明治41・5
- (39) 島村抱月「島村抱月君談」『太陽』(特集「文芸取締問題と芸術院」)15 (1), pp.137-138, 明治42・1
- (40) 前掲, 抱月「島村抱月君談」『太陽』p.138
- (41) 前掲, 抱月「島村抱月君談」『教育時論』p.6
- (42) 無署名「文芸保護取締の問題と教育界」『教育実験界』23 (3), p.3, 明治42・2
- (43) 同前
- (44) 前掲「文芸保護取締の問題と教育界」p.4
- (45) 「学生風紀と読み物」『教育時論』854, p.3, 明治42・1
- (46) 前掲, 鈴木三重吉, 特集「「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」p.10
- (47) 前掲, 沼波瓊音, 特集「「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」p.15
- (48) 前掲, 服部嘉香, 特集「「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」p.17
- (49) 警視庁官房主事岡田文次「文芸取締の標準」『明治評論』12 (9), p.7, 明治42・9
- (50) G生「フランス物語に就て」『早稲田文学』42, pp.44-48, 明治42・5
- (51) 荷風「芸術品と芸術家の任務」『文章世界』4 (7), p.138, 明治42・5・1
- (52) 荷風「芸術は知識の樹に咲く花也」『文章世界』4 (8), p.14, 明治42・5・15
- (53) 紅野謙介「性, 大陸, コロニアリズム—『あめりか物語』『ふらんす物語』における“intercourse”」『ユリイカ』29 (3), p.170, 1997
- (54) 前掲, 荷風「「フランス物語」の発売禁止」p.6
- (55) 同前

(56) 同前

(57) 前掲, 荷風「別に何とも思はなかつた」 p.139

附記: 言説の引用に際し, 旧字は適宜新字に改め, 圏点・ルビ等は省略した。引用文に付した傍線等は全て引用者による。